

# 学校開放事業における学校体育館空調設備使用の手引き

第1版(適用開始日：令和8年7月1日)

## はじめに

本手引きは、学校開放事業において、橿原市立小中学校体育館の空調設備を使用する際の手続き、使用方法及び注意事項を定めるものです。

学校体育館の空調設備は、学校教育活動を優先したうえで、学校開放使用団体に対して使用を認めるものです。

空調設備は多くの利用者が共同で使用する設備であることから、使用団体は本手引きに定める事項を遵守し、適正に使用してください。

なお、本手引きに定める事項が守られない場合は、学校開放の利用停止又は利用登録の抹消を行う場合があります。

### 1. 対象となる空調設備

橿原市立小・中学校体育館、武道場の空調設備

(令和8年7月1日時点 対象校：畝傍中学校・大成中学校・光陽中学校・白檀小学校・橿原中学校)

※空調設備が未設置の学校については、使用できません。

### 2. 使用期間

6月1日から10月31日まで（令和8年度は7月1日から）

※特別に事由があり場合を除き、原則上記のとおりとします。

### 3. 空調利用負担金

空調利用負担金は、次のとおりです。

区分	負担金
中学校体育館	1時間あたり 1,500円
小学校体育館	1時間あたり 1,000円
武道場	1時間あたり 500円

※利用形態に関わらず、上記負担金をいただきます。

※2つ以上の団体が同時に体育館を使用する場合は、必要に応じて当事者間で協議の上、申請してください。

### 4. 空調設備使用の基本ルール

学校体育館の空調設備を使用する場合は、次の事項を必ず遵守してください。

#### (1) 事前申請及び事前支払

空調設備を使用する場合は、事前にスポーツ推進課窓口で申請し、負担金をお支払いください。事前申請及び支払手続きを行っていない場合は、空調設備を使用することはできません。※学校施設の使用許可を受けている団体のみ申請が可能となります。

## (2) 1時間単位での徴収

空調利用負担金は、1時間単位で算定します。

使用時間に1時間未満の端数が生じる場合は、1時間として取り扱います。

例) ・1時間00分使用 → 1時間分の負担 ・1時間20分使用 → 2時間分の負担 ・2時間40分使用 → 3時間分の負担

## (3) 負担金の不還付及び還付

一度納付された負担金は原則として返金しません。天候不良、利用人数減少、団体都合その他の理由による場合も同様です。また、使用しなかった日を別日に振り替えることはできません。

ただし、特別に事由がある場合（選挙・警報・学校都合等）に限り、その全部又は一部を還付する場合があります。

還付を受けようとする団体は、「学校体育館空調設備利用負担金還付申請書」をスポーツ推進課へ提出してください。

還付申請の受付期限は、当該年度の12月28日までとします。ただし、12月28日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その直前の開庁日までとします。

還付は、納付時と同様に現金又はPayPayにより行います。

## (4) 使用可能時間

空調設備は、学校開放の許可を受けた利用時間内のみ使用できます。

利用時間終了後は、必ず空調設備の電源を切ってください。

## 5. 空調使用申請及び支払方法

### (1) 申請場所

橿原市スポーツ推進課窓口

### (2) 受付時間

平日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受付していません。

### (3) 申請方法

空調設備を使用する団体は、使用予定日、使用時間及び使用施設を「学校体育館空調設備使用申請書」と「使用予定表」に記入し、申請してください。

複数日の利用予定がある場合は、1カ月単位でまとめて申請することができます。複数の学校を使用する場合は、学校ごとに申請が必要となります。

### (4) 支払方法

申請時に、スポーツ推進課窓口にて負担金をお支払いください。支払方法は、現金又はPayPayによる支払いとします。

負担金納付後、キーボックスの解錠番号を申請書のメールアドレスに通知します。

## 6. 利用当日の使用方法

### (1) キーボックスを解錠し、カギを取り出す

空調設備操作盤付近に設置しているキーボックスを通知された解錠番号にて解錠し、操作盤のカギを取り出してください。

### (2) 操作盤を開け、空調設備の電源を入れる

キーボックスに入っているカギで操作盤を開け、空調機リモコンの電源を入れてください。

※学校により操作方法が異なる場合があります。

### (3) 温度設定

原則として、次の温度設定を遵守してください。

区分	設定温度
冷房	28℃

ただし、気温状況等により調整が必要な場合は、適宜変更できるものとします。

なお、変更した場合は、使用後設定温度を28℃に戻してください。

### (4) 利用終了後

利用終了後は、次の事項を必ず確認してください。

- 空調設備の電源を切る
- 操作盤のカギを施錠し、キーボックスにカギを入れる
- キーボックスを施錠する

## 7. 利用上の注意事項

### (1) 学校教育活動優先

学校教育活動その他学校運営上必要がある場合は、空調設備を使用できない場合があります。

### (2) 節電への協力

必要以上の温度変更及び長時間使用は控え、節電に協力してください。

### (3) 解錠番号の管理

解錠番号は、使用許可を受けた団体のみ使用できます。

第三者への共有は禁止します。

なお、解錠番号は毎月変更することとし、申請時に記入したメールアドレス宛に通知します。通知は、毎月第一火曜日におこなうものとし、第一火曜日が祝日の場合はその翌日に通知します。

#### (4) 設備の適正使用

設備を故意又は重大な過失により破損した場合は、使用団体に修繕費等を請求する場合があります。

### 8. 禁止事項

次の行為は禁止します。

- 無断使用
- 解錠番号を他団体へ共有すること
- 鍵のスペア作成、紛失、返却しない等の行為をすること
- 利用時間外に空調設備を使用すること
- 使用後に電源を切らずに退出すること
- 空調設備及び関連設備を破損又は改造すること

### 9. 違反行為に対する措置

負担金未納による空調設備使用その他本手引きに違反する行為が判明した場合は、学校開放の利用登録を抹消する場合があります。また、必要に応じて、以後の学校施設利用を認めない場合があります。

### 10. その他

申請団体が当該時間帯の管理責任を負うこと。空調設備使用中に発生した事故、けが、盗難その他の損害については、施設又は設備の瑕疵による場合を除き、使用者の責任において対応するものとします。市は、当該事故等について、一切の責任を負いません。また、使用者が故意又は過失により空調設備その他施設設備を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。

#### 11. 今後の運用について

本運用は、令和8年度から令和10年度までの暫定運用を予定しています。今後の設備更新及び運用状況等を踏まえ、運用方法を変更する場合があります。